

東京電力株式会社

代表執行役社長

廣瀬 直己 様

申 入 書

- 1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み及び確実な安全対策について
- 2 東京電力㈱福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の実施について

平成 27 年 11 月 24 日

福島県いわき市長

清水 敏男

【重点申入項目】

- 1 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み
及び確実な安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・P1

- 2 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の
実施について・・・・・・・・・・・・・・・・P3

1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み及び確実な安全対策について

東京電力㈱福島第一原子力発電所事故については、これまでも再三にわたり、一刻も早い収束と福島第一原発のみならず、県内すべての原発の廃炉を強く求めて参りました。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えたままの生活を強いられることから、「確実な安全対策を講じるよう」申入れを行ってきたところでもあります。

しかし、本年2月に発覚した汚染水の外洋流出という、市民に大きな不安を与える問題が発生したこと、また、情報の速やかな公開がなされなかったことは極めて遺憾であり、漁業者はじめ市民の信頼を大きく損なう行為に対し厳重に抗議するとともに、再発防止策の徹底や適切な海域のモニタリング体制の構築、また、それらを含めた正確な情報を市民に対して発信するよう強く求めたところでもあります。

このような汚染水等の漏えいに係るトラブルは、廃炉作業の遅延につながることで懸念されるほか、東京電力による福島第一原子力発電所事故からの本市の復興の妨げとなっており、風評被害の長期化や、市外で生活されている方々の帰還に大きな影響を及ぼすものであります。

また、現場管理が不十分な状況下において、人為的ミスによるトラブルや、労災事故が頻発している現状に、市民の中に不安を訴える声も挙がっており、すべての作業工程において、極めて慎重かつ万全な安全対策が求められます。

東京電力㈱においては、廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく取組みをしっかりと進め、十分な安全確保に向け、特に次の6項目について取り組むよう強く申し入れます。

(1) 福島県内全ての原子力発電所の廃炉方針の決定と確実な安全対策

経済産業大臣による福島第二原発の廃炉に理解を示す発言や、廃炉については事業者が判断するべきこととする政府の見解などを踏まえ、廃炉とする方針を早急に決定すること。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えた生活を強いられることから、東京電力(株)及び国の責任において、確実な安全対策を講じること。

(2) 福島第一原発に係る確実な汚染水等対策の早期実施

汚染した雨水が外洋へ流出するなど、汚染水等にかかるトラブルが頻繁に生じていることを踏まえ、対策を重層的に講じるとともに、海洋モニタリングを適切に実施すること。

また、汚染水対策の重要な一角であるサブドレン計画等は、漁業者が苦渋の決断をもって容認したことを肝に銘じ、漁業者からの信頼を第一に、運用基準を厳格に遵守し、安全かつ確実に取組むこと。

(3) がれき撤去作業等における飛散防止対策の徹底及び迅速な通報連絡

建屋カバー解体作業やがれき撤去作業など、放射性物質が飛散する可能性のある作業における飛散防止対策を徹底すること。また、万が一、放射性物質が飛散した場合には、通報連絡体制に基づき迅速に通報を行うこと。

(4) 風評被害払拭に向けた取組み

廃炉作業の進捗状況や地下水の海洋放出に伴うモニタリング結果など、福島第一原発の状況について、広く国内外に情報発信するとともに、汚染水等にかかるトラブルが発生した場合には、環境への影響を正確かつ速やかに発信するなど、根拠のない風評が本市水産業の復興を阻むことのないよう、風評被害払拭に積極的に取り組むこと。

(5) 作業員の安全管理の徹底

労災事故が頻発していることを踏まえ、基本動作や作業手順の遵守、複数の作業員による点検、危険予知活動を徹底するなど作業員の安全管理に万全を期すとともに、作業場の放射線量を低減するなど作業員の被ばく低減に向けた取組みを含め、適正な放射線管理を実施すること。

(6) 迅速かつ万全な消火体制の構築

福島第一原子力発電所敷地内での万一の火災等に備え、昼夜を問わず迅速な対応が可能な体制を構築するなど、万全な消火体制の強化を講じるとともに、火災が発生しないよう、設備等を保守する体制を構築すること。

2 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の実施について

本市の市民や事業者は、事故が収束していない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動を行っており、その精神的な苦痛や風評被害などの間接被害に伴う営業損害は計り知れないものがあります。

一方で、放射線への不安などから、自主的に市外に避難し、心ならずも家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が少なくありません。

このような、被害者である全ての市民や事業者を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、本市にとって切実な課題である次の5項目について、責任をもって対応されますよう強く申し入れます。

(1) 本市 30 km圏内「旧屋内退避区域」と「旧緊急時避難準備区域」における避難指示区域解除後の賠償対象期間の公平な取り扱い

精神的損害の賠償について、本市においては、屋内退避指示が平成 23 年 4 月 22 日に解除されたことに伴い、平成 23 年 9 月 30 日で終了となっており、区域解除から賠償終期までの期間は 5 ヶ月となっているのに対し、本市に隣接する広野町や川内村の一部などの旧緊急時避難準備区域については、平成 23 年 9 月 30 日に指定が解除され、賠償は解除から 11 ヶ月後の平成 24 年 8 月 31 日をもって終了となっているなど、同じように区域が解除されたにも関わらず、賠償月数に格差が生じております。

また、就労不能損害についても、本市に従前の勤め先があった方は、平成 24 年 5 月 31 日に賠償が終了となりましたが、旧緊急時避難準備区域に従前の勤め先がある方は、終期が平成 24 年 12 月 31 日であるなど、ここでも格差が生じております。

以上、区域解除から賠償終期までの期間に差が生じており、同区域の市民の不満も大きいことから、公平に賠償が行われるよう強く申し入れます。

(2) 自主的避難等対象区域に係る賠償期間の延長等の適正な賠償

本市は「自主的避難対象区域」とされ、市民が幅広く損害賠償の対象とされたことについては、一定の評価ができるものの、妊婦と18歳以下の子どもに係る平成24年9月以降、それ以外の者に係る平成23年4月23日以降の一律賠償について、賠償期間の延長等適正な賠償を行うよう強く申し入れます。

(3) 本市 30 km圏内「旧屋内退避区域」に係る財物賠償の早期決定

財物賠償については、平成24年7月に経済産業省、東京電力(株)からそれぞれ考え方、補償基準が示されましたが、住宅等の補修・修理費用以外は、その対象とされた区域は避難指示区域のみであり、本市の賠償基準については、触れられていないことから、早期決定を強く申し入れます。

(4) 営業損害に係る適正な賠償

原発事故に伴う商工業者等に対する営業損害については、直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍を一括賠償するとともに、国が集中的な自立支援策を展開するとされており、風評被害をはじめとする個別具体的な事情による損害について、事業者等の意見や要望を真摯に聞き取り、事業者の再建に結び付くよう、適正な賠償を実施するよう強く申し入れます。

(5) 地方公共団体に対する迅速かつ適正な賠償

本市一般会計、特別会計及び企業会計の一部について、東京電力(株)に対し、それぞれ賠償請求を行っている費用等については、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、迅速かつ適正な賠償を行うとともに、今後本市が本件事故に伴って実施する様々な業務・事業についても、最後まで確実に賠償対象とするよう、責任をもって対応されることを強く申し入れます。